

平成27年度第19回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：平成28年1月12日

担当部・課：病院局事務部病院管理課〔25-5698〕

総務部人事課〔内線4063〕

①件名
石巻市立病院開院に向けた体制等の整備について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 震災により全壊した石巻市立病院を移転新築することとし、現在石巻駅前に整備事業を進めているが、平成28年夏頃の開院に向け体制等の見直しが必要となっている。</p> <p>【目的】 石巻市立病院復興基本計画に基づいた体制等整備を行うことにより、適切な病院運営を図るもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 (1) 地方自治法 (2) 地方公営企業法 (3) 医療法</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画 施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す 1 迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保 (4) 地域医療の復旧・復興 石巻市立病院復興基本計画</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成26年10月20日 建設工事着工
⑤主な内容
<p>(1) 位置・診療科目等の変更（石巻市病院事業の設置等に関する条例の改正） ア 位置 石巻市穀町15番1号 イ 診療科目 6科（内科、外科、整形外科、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科） ウ 病床数 180床（一般病床140床、療養病床40床） エ 使用料及び手数料 診療に係る使用料、手数料等を追加する。</p> <p>(2) 病院局職員定数の変更（石巻市職員定数条例の改正） 病院局の職員定数を「250人」とする。</p> <p>(3) 石巻市病院事業使用料及び手数料 「石巻市病院事業の設置等に関する条例」において規定する（石巻市病院事業使用料及び手数料条例を廃止する。）。</p>

<p>(4) 石巻市立病院建設検討委員会の廃止（石巻市立病院建設検討委員会条例の廃止、石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正） 当初の設置の目的を果たした石巻市立病院建設検討委員会を廃止し、当該委員の報酬規定を併せて削除する。</p> <p>(5) 「言語聴覚士」の給与を規定（石巻市職員の給与に関する条例の改正） 「言語聴覚士」を医療職として採用する。</p> <p>(6) 駐車場の貸出（石巻市立病院駐車場条例の制定） 駐車場の利用時間、使用料等必要な事項を定め、石巻市立病院に隣接される庁舎第2駐車場の一部を石巻市立病院駐車場として使用する。</p>	
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
新石巻市立病院の設置基準や体制等に見直すことにより、円滑な病院運営が図られる。	
⑦他の自治体の政策との比較検討	
なし	
⑧今後の予定及び施行予定年月日	
平成28年1月	平成28年第1回定例会へ関係条例案を提案 （施行予定年月日：平成28年4月1日ほか）
平成28年6月30日	建設工事竣工
平成28年夏頃	開院
⑨その他	
なし	